

「障害年金を利用しよう」入門講座 第1回

あおぞら年金相談室

(運営:野口卓司社会保険労務士事務所)

社会保険労務士 野口卓司

皆さん、こんにちは。社会保険労務士の野口といたします。
今回から4回に渡って、障害年金のことについて、案内をさせていただきます。

障害年金は病気やケガで、暮らしを安定的に営むのが難しくなってしまった場合に、年金という形で暮らしの支えとなるものです。

この会報をご覧の方の中には、障害年金を既に受給されていたり、ご存知という方もいらっしゃると思います。ただ、まだまだ知られていなかったり、利用されてはいない場合があるのではないのでしょうか。



先日、障害をお持ちのお子さんのお父さんに障害年金のことを話させていただいた機会がありました。すると、「エッ、そんな年金あるの？年金って、老後の年金だけだと思っていた」と言われました。そうなんですね。年金といえば、老齢になってからの年金のことだけを思い浮かべがちですね。でも、身心が不自由になってしまった場合においても、定められた条件（以下、要件といいます）に合っていれば、障害年金を受給できます（例えば、障害基礎年金2級の場合の受給額は年額で78万円です）。そして、年金を請求して受給できることは権利なんですね。老齢の年金もそうですが、障害年金においても要件を満たしていれば、年金を受け取る権利（受給権）があるのです。ついては、仮に請求し忘れていたとしても、過去にさかのぼって請求できる場合もあります。

実際に年金の請求手続きを進めると、国（日本年金機構／厚生労働省）や共済組合（公務員の方の場合）は要件を満たしているかどうかを確認して、支給するかどうかを決めます。

では、障害年金の受給要件って何なのでしょう？

障害年金を受け取るための要件としては基本的に以下の3つですが、なんだか漢字ばかりで、難しそうですね。では、順に要件をみてみましょう。

<1. 加入要件>

障害の原因となった病気やケガで、初めて医師等の診療を受けた日（「初診日」といいます）に、公的年金制度に加入していたこと。

<2. 保険料納付要件>

初診日の前日の時点で、所定の保険料を納付しているか、保険料の免除を受けていること。

<3. 障害状態要件>

障害の状態を定める日（原則、初診日から1年6カ月を経過した日。「認定日」といいます）に所定の障害等級に該当していること。

手続き上、まず確認しておきたい点は1番目の＜加入要件＞です。ちゃんと、初診日に当たる日に公的年金制度に加入していたでしょうか。本来、日本に住んでいる人は20歳から60歳未満まで国民年金に加入することになっています。加入記録が不明な場合は、年金事務所で調べてもらえます。「初診日」が定まると、2番目の保険料の納付要件を確認する日や3番目の障害状態を確認する日も定まることになります。また、受給額についても「初診日」に加入していた制度が国民年金であったのか、厚生年金であったのかによって、受け取れる金額も変わったりします。こうしたことから、「初診日」を確認することが出発点となります。

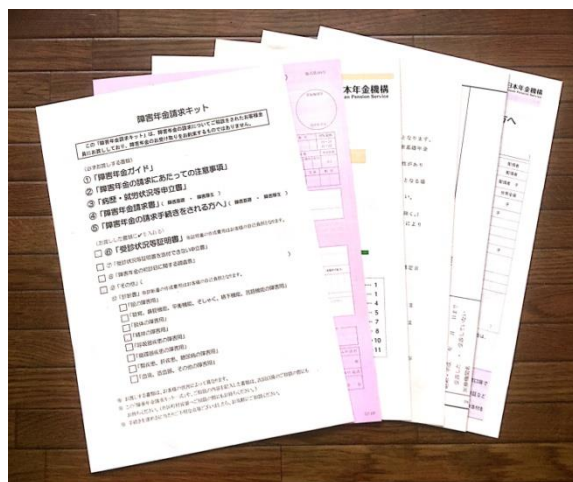
次に、2番目の＜保険料納付要件＞についてですが、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければOKです（これを満たしていない場合は、他の基準もありますが、ここでは省略します）。特に、「初診日の前日」時点であることに注意して下さい。公的年金制度は、お互いに保険料を事前に出しあって、いざという場合に備えようという保険のしくみで成り立っています。では、20歳になる前に初診日がある場合はどうなのでしょう。基本的に公的年金に加入もしていないし、ましてや保険料の納付もしていませんが、この場合は「20歳前傷病」という扱いで障害（基礎）年金の対象になります。

3番目の＜障害状態要件＞については、ご自身の身心の具合の場合、障害年金を受給できるのかどうか気になるところです。この要件の内容に関しては、支給の内容と併せて、次回以降に記させていただきますね。

ところで、老齢年金の場合はご本人の年金加入記録により、年金を受け取れる要件を満たしていれば、60歳とか65歳といった所定の受給年齢が近づくと、「年金請求書」が送られてきます。しかし、障害年金の場合は、いつどなたが要件を満たしているのか、国とか共済組合はわかりません。ですから、障害年金用の「年金請求書」が送られてくることはありません。自ら、障害年金を受給できるのかどうかを気にかけておくことが必要になっています。ひいては、要件に該当していたとしても、障害年金の制度があることを知らなくて請求していなければ、受け取りそびれてしまうことになってしまいます。

年金事務所に行くと、「障害年金請求キット」と名付けられた関係書類のセットを渡してもらえます。もっとも、実際の請求にあたっては、手続きがなかなか進まない場合もありましょう。お身体の具合のこともあるかもしれません。何より、障害年金の制度が複雑でわかりにくく、手続きが煩雑になってしまっている面もあります。このことが壁になっているかもしれません。

この入門講座では、障害年金制度の大きな幹となっていることを説明させていただき、例外的なことにはあまり踏み込まないこととしますので、ご了承下さい。そして、この入門講座が、少しでも障害年金のことを知っていただき、利用していただくきっかけとなれば幸いです。



障害年金請求キット

《第1回のポイント》障害年金は権利です。制度を理解して遠慮なく、利用しましょう。

「障害年金を利用しよう」入門講座 第2回

あおぞら年金相談室

(運営:野口卓司社会保険労務士事務所)

社会保険労務士 野口卓司

皆さん、こんにちは。社会保険労務士の野口です。

「障害年金を受給できれば、今より安定した生活ができるのに…」とっしやる方は少なくないと思います。では、障害年金って、受け取れる金額はどのくらいなのでしょう。今回は、障害年金の受給額について説明します。



障害年金では、障害の程度が重い順に1級、2級、3級と障害の程度（等級といいます）が分かれています。もっとも、障害厚生年金の場合は1級から3級までであるのですが、国民年金（障害基礎年金）の場合は、1級と2級までとなっています。そこで、初診日に加入していた年金制度が何であったかによって、障害の等級の範囲や受給額が異なってくるようになります。

下の表1の「障害年金受給額のあらまし」をご覧ください。国民年金の場合は、該当する障害の等級（程度）で年金額が定められています。1級であれば約97万円、2級であれば約78万円です。この78万円という金額は、老齢基礎年金の満額の金額と同じ金額となっています。厚生年金の場合の計算は「報酬比例の年金額」によるのですが、この計算方法はいささか複雑です。大まかにいえば、この「報酬比例の年金額」は、厚生年金に加入していた際のお給料の平均額と加入期間の長さにもとづいて計算されます。また、一緒に暮らしていたり扶養している配偶者（※1）や子供（※2）がいる場合、要件に該当すれば加算があります。

※1…65歳未満の配偶者。配偶者が加入期間が長い老齢厚生年金等または障害年金を受給中は、加算は止まります。

※2…18歳になった後の最初の3月31日までの子。障害等級1級か2級の障害状態にある20歳未満の子。

ちなみに、障害の程度が1級または2級に該当する障害厚生年金を受給することになれば、通常、併せて障害基礎年金をも受給できることになりますので、受給額も多くなります。

表1 障害年金受給額のあらまし（平成29年度）

	厚生年金（障害厚生年金）		国民年金（障害基礎年金）	
1級	報酬比例の年金額×1.25	配偶者の加給年金 224,300円	974,125円	子の加算額
2級	報酬比例の年金額		779,300円	2人まで 各224,300円 3人目から 各74,800円
3級	報酬比例の年金額 (最低 584,500円)	—	—	—

・厚生年金では3級より障害の程度が軽い場合、一時金としての障害手当金（最低1,169,000円）も設けられています。

もっとも、「あらまし」だけでは、実際にどの程度の額が受給額なのかよくわかりませんね。では、具体的な事例で受給額をみてみましょう。

事例

- ・ 52歳の男性Aさん。45歳の扶養配偶者（妻）と17歳の子供がいます。
- ・ 障害の等級は2級で、初診日に加入していた年金制度は厚生年金でした。
- ・ 30年間厚生年金に加入しており、その間の平均月給は40万円でした。
(平均月給には賞与分を含むものとします。大まかには、年収の12分の1です。)

1. 障害厚生年金の報酬比例の年金額
 $40万円 \times (5.481 \div 1000) \times 30年 \times 12カ月 = 約79万円$
2. 障害基礎年金
約78万円
3. 加算部分
配偶者の加給年金 約22万円 + 子の加算額 約22万円
4. 合計（非課税です）
 $79万円 + 78万円 + 22万円 + 22万円 = 201万円$

上記の事例では、Aさんの受給額は障害厚生年金と障害基礎年金を合わせて、年間で200万円程となっています。ちなみに、報酬比例の年金額の計算式で(5.481÷1000)とあるのは計算上の乗率です。この乗率は、平成15年4月以降は賞与からも保険料を負担することになったため、平成15年の3月迄と4月以降では数値が異なります。また、報酬比例の年金額の計算式はいくつかの方式があるのですが、ここでは本来の方式で簡便計算してあります。

では、Aさんの初診日が国民年金加入中であったとすると、受給額はいくらでしょうか。

障害基礎年金として約78万円と子の加算額である約22万円の合計額100万円が受給額となります。厚生年金加入中に初診日がある場合とでは、100万円程受給額が異なりますね。このことから、「初診日がいつで、どういう制度に加入していたのか」ということは、障害年金の受給に当たって、大切な確認ポイントとなっています。

ちなみに、1級の場合、障害厚生年金の報酬比例の年金額は1.25倍になっています。このことは、障害基礎年金の場合も同様となっており、2級の受給額である約78万円の1.25倍である97万円程が1級の受給額となっています。ところで、障害厚生年金の3級においては、障害基礎年金はありません。障害厚生年金の「報酬比例の年金額」は、お給料が低い頃であったり、加入期間が短い場合は受給額も低くなってしまいます。そこで、障害基礎年金が伴わない場合は、最低保証額として58万円程の年金額が保証されています。

参考までに政府統計によりますと、平成26年12月現在の障害年金受給者は約194万人で、国民年金としての障害基礎年金だけの受給者は約156万人、障害厚生年金の受給者は約39万人です。障害基礎年金だけの受給者の方が大半ですね。障害基礎年金の受給者が多い理由の一つとしては、生まれつき障害がある人のケースが含まれていることが挙げられます。

最後に、受給者数が比較的多い障害基礎年金の請求に関して、注意点を記しておきます。国民年金の加入は20歳以上60歳未満の間ですが、65歳になると老齢基礎年金を受給できるようになります。そこで、初診日が65歳以降の場合は、障害基礎年金の請求はできないこととなります。また、65歳前でも60歳以降に老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合も同様ですので、注意して下さい（他に、次回説明予定の事後重症による請求等もできなくなります）。

《第2回のポイント》受給額は加入制度や障害の程度で異なりますが、生活の一助となります。

「障害年金を利用しよう」入門講座 第3回

あおぞら年金相談室

(運営:野口卓司社会保険労務士事務所)

社会保険労務士 野口卓司

こんにちは、社会保険労務士の野口です。

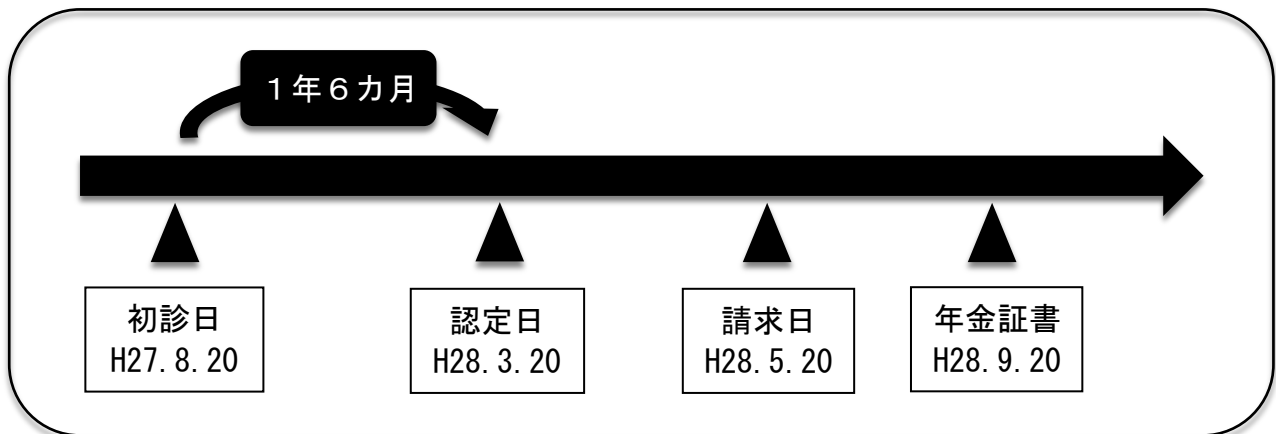
残暑が厳しい中、いかがお過ごしでしょうか。連載3回目の今回は、障害年金の請求時期についてのお話です。障害年金の請求って、いつでもできるのでしょうか。そうではないのですね。では、いつ行えばいいのでしょうか。1回目の講座では、障害年金が受給できる条件(要件)のことを記しました。三つの要件がありましたね。大まかには、<①初診日に公的年金制度に加入していること、②保険料を負担していること、③障害認定日(原則、初診日から1年6カ月経過した日)に、所定の程度の障害であること>でした。「自分も障害年金を受け取れるのでは…」と思われた方もいらっしゃるのではないでしょうか。そこで、請求手続きに向けて、知っておいていただきたい二つの時期のことを説明させていただきます。



障害年金の請求には、大きく分けて二つの時期があります。

初めに、「認定日請求」といわれる請求時期のケースについてです。次の<ケースA>(仮説例)の図をご覧ください。

<ケースA>



Aさんは、脳出血で平成27年8月20日にお医者さんに診てもらいました。その後、体にマヒ等が残ってしまった他、高次脳機能障害という障害があり、記憶力等が以前と比べて衰えてしまいました。

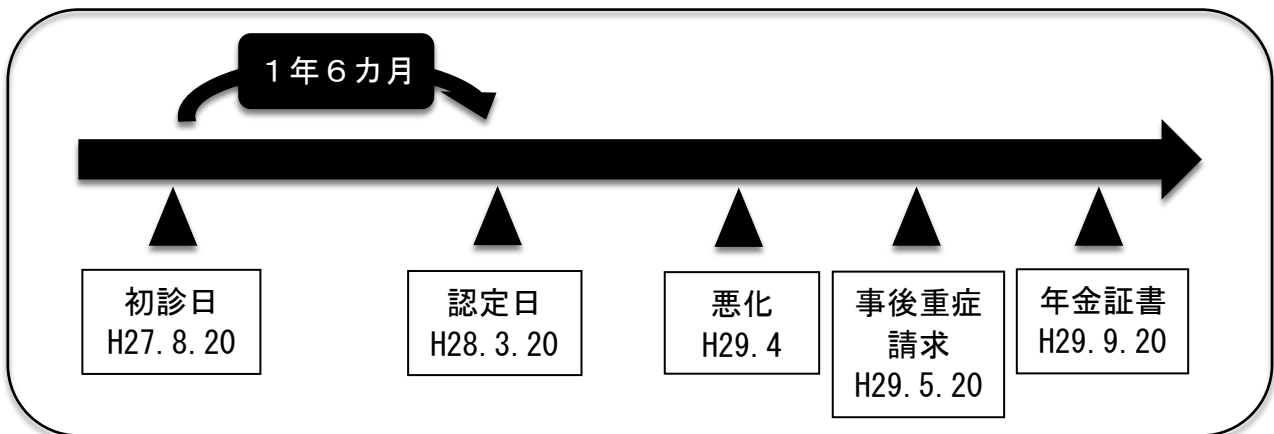
障害年金の請求に当たっては、請求する傷病に関して、初めてお医者さんに診てもらった日を「初診日」といいます。Aさんは、「初診日」時点では、会社に勤めており、厚生年金に加入していました(上記要件①)。また、厚生年金保険料は給料天引きでしたので、キチンと保険料は負担していました(上記要件②)。

当初は入院生活を送りましたが、その後はリハビリに専念し、なんとか社会復帰できました。もっとも、記憶障害等の為、日常生活や社会生活を営むのが難儀になってしまいました。

次に、「初診日」から原則1年6カ月経過した日を「障害認定日」といいますが、この障害認定日時点で、障害の程度がどの程度なのか、国の定めた法律（施行令）の障害等級に該当しているかどうか、**上記の要件③**になります。Aさんの場合、「障害認定日」は平成28年3月20日ということになります。そこで、その時点での障害の程度を記した診断書や今までの病歴・就労状況に関する各種書類を整えて、平成28年5月20日に障害年金を請求しました。

結果、障害厚生年金2級と記された年金証書が、平成28年9月20日に送られてきました。年金証書が届いたのが、平成28年9月とはいえ、年金を受け取れる権利は、障害認定日がある月である平成28年3月に生じています。ついては、障害年金は翌月の平成28年4月分からの障害年金を受け取れることとなります。こうした障害認定日での請求を認定日請求と言います。

＜ケースB＞



では、障害認定日の時点での障害の程度がさほど重くなかったケースではどうでしょうか？

＜ケースB＞をご覧ください。認定日時点での平成28年3月頃は、障害の程度はあまり重くなく、所定の障害の程度には該当しませんでした。しかし、その後、症状が悪化してしまい、1年強経った平成29年4月頃には、かなり重い状態になりました。そこで、同年5月に障害年金を請求しました。こうした請求を事後重症請求と言います。

ただ、「認定日」による請求は、請求手続きが遅れても、遡って年金を請求することができますが（5年の時効はあります）、「事後重症」による請求は、請求手続きをした月の翌月分からは年金は支給されません。

ついては、事後重症扱いで請求できる状態の程度の場合であっても、障害年金の制度を知らなかったりして請求手続きをしていないと、その分、障害年金を受給しそこねてしまうことになります。「自分は障害年金の条件に該当しているのでは」と思われる場合は、遠慮なく速やかに請求手続きをされることをお勧めします。また、請求手続き書類をまとめるのに、思いのほか日数を要してしまうこともあります。この場合も、その分、支給が遅れてしまいますので、専門家に相談したり依頼することも一つの方法でしょう。

ステップとしては、まずは「認定日請求」に該当していないかどうかを検討してみましょう。ただ、年月が結構経ってしまっている場合は、カルテの法定保存年限が5年ということもあり、当時の時点での診断書を作成してもらえないこともあります。いずれにせよ、請求してみようと思われたならば、速やかに請求されるようにして下さい。（次回は、この連載をお読みいただき、障害年金を請求しようと思われた方の請求事例を紹介させていただく予定です。）

《第3回のポイント》障害年金の要件に合っているとと思われる場合は、早速請求しましょう。

「障害年金を利用しよう」入門講座 第4回

あおぞら年金相談室

(運営:野口卓司社会保険労務士事務所)

社会保険労務士 野口卓司

こんにちは、社会保険労務士の野口です。

いよいよ、この連載も今回で最終回となりました。今回は、この連載を読まれて、実際に障害年金の請求をされた方（50歳代の男性で、パーキンソン病の方です。以下では甲さんと仮称）の事例を紹介させていただきます。掲載を承諾いただいた甲さんに感謝すると共に、少しでも皆様のご参考になれば幸いです。



~~~~~

甲さんは平成25年の末頃から右腕に痛みや違和感を覚え始められたそうです。3カ月間ほど様子を見られましたが改善せず、平成26年3月に近所のAクリニックを受診されました。レントゲン撮影とかも行いましたが、特に異常はなさそうで、いわゆるテニス肘ではないかとのことでした。しかし、一向に症状は改善しませんでした。その内、治るだろうと思っておられたとのことでした。平成26年中頃からは、鍼灸院にも通い始めました。症状としては、右手で、歯磨き・髭剃り・洗顔をすることができなくなってきました。

平成27年夏過ぎですが、右手が動かない原因がわからない中、不安感が高まり、うつ状態にもなりました。産業医に相談したところ、改めて、医者にかかるように指導を受けました。

再診では、レントゲンの再撮影の他、MRIをも実施してもらいましたが、原因は判明しませんでした。一方で、息苦しさや動悸が激しくなることがしばしば生ずるようになった他、右足もスムーズに動かすことができなくなってきました。

原因不明な状態が続いたため、より精密な検査を受けるべく、総合病院であるB病院に転院しました。脳のCTスキャンでは異常はありませんでしたが、ダットスキャンの検査で異常が見つかり、パーキンソン病と診断されました。

### <障害年金としては…その1>

いわゆる「難病」の場合、病名が判明するまで時間を要する場合があります。障害年金の請求に当たっては、「初診日」を確定することがまずは必要なのですが、最初の医療機関で病名が判明していなくても、その病気やけがで転医があった場合は、一番初めに診療を受けた日が初診日となります。今回の事例では、Aクリニックで「受診状況等証明書」という書類を作成してもらい、初診日を証明してもらいました。

尚、請求時点より5年以上前に診療を受けている場合は、カルテの法定保存年限が5年であることその他、廃院等により初診日を証明してもらえなくなってしまう場合があります。特に、このような場合は、専門の社会保険労務士に相談されることをお勧めします。

その後、以前からの症状に加え、ろれつが回らなくなったり、右腕の震えが顕著になり、左足も貧乏ゆすりを多発するようになりました。投薬の関係もあり車の運転は禁止となり、仕事も負担の軽い仕事に変わることになりました。日常生活面では、ズボンの上げ下げ等ができなくなってきて、日常的に奥様の手助けを要するようになりました。歩くのも、右足をけり出す力が一層無くなってきており、300mほどで歩けなくなってしまいました。

## ＜障害年金としては…その２＞

原則、初診日から1年6カ月を経過した日を「障害認定日」といいます。この日を基準に障害の程度が確認されます。事例の場合は、平成27年9月が認定日のある月となります。

進行性の病状であることをふまえ、お身体に関する不安はもとより、今後の生活面での不安もありました。そこで、障害年金について関心をお持ちになり、生命保険会社の方に尋ねてみたところ、専門の社会保険労務士に相談されることを勧められたそうです。

甲さんは、この会報誌の障害年金の記事を読まれており、執筆者の私に連絡をいただきました。初回の面談は今年の6月で、7月末に請求手続きをしました。ちなみに、障害認定日を何年か過ぎてしまっている場合でも、認定日時点で所定の障害状態であった等の要件を満たしていれば、過去に遡って請求手続きをすることもできます。甲さんの場合、認定日時点で遡っての請求も検討しましたが、当時の症状は今ほどは重くはなく、その後、より重くなったということで、現時点での請求（事後重症請求）をされた次第です。

ところで、請求手続き書類の一つに「病歴・就労状況等申立書」という書類があります。この書類は、発病から現在に至る迄の経過を受診した医療機関毎に記すものですが、審査上も大切な書類です。甲さんは几帳面な方で、発病以来、さまざまな記録をキチンと整理されておられました。奥様も非常に協力されており、請求書類の作成上も大いに役立ちました。

最後に請求結果についてですが、結果の連絡は3カ月程度が目処とされています。もっとも、案件によって前後したりするのが実状です。原稿執筆の10月中旬時点では、甲さんへの結果連絡はまだありません。是非、受給できることを願っています。

以上、甲さんが請求手続きをされた経過ですが、お読みになられていかが思われましたか。

難しそうとか、取っ付きにくいとか思われた方もいらっしゃるでしょう。一方で、「よしっ！私も請求してみよう」と思われた方もいらっしゃると思います。ついては、障害年金のことをもっと知りたい、相談したいと思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

請求手続きや相談の窓口としては、年金事務所（公務員の方の場合は共済組合）とか市町村役場（国民年金の場合）があります。ご本人やお身内の方とかで請求手続きができるならば、それに越したことはないのですが、請求サポートを行っている専門の社会保険労務士を活用されるのもケースによっては良いのではと思います（有料となります）。尚、事後重症という手続きの場合は請求した翌月分からしか、支給はされませんのでご注意ください。

ここで提案なのですが、愛難連の加盟団体さんの場合、総会とかの機会に障害年金の（ミニ）セミナーを催されるのはいかがでしょうか。私でよろしければ、講師料のご負担はなく講師を務めさせていただきます。また、愛難連では定期的に“難病カフェ”を催されており、私も参加させていただく場合もあります。例えば、カフェ終了後の時間（午後3時）以降とかに、個別相談（初回相談は無料です）をさせていただくことも結構です。

こうしたセミナーや個別相談のことを検討したり相談されたい場合は、まずは愛難連の事務局（電話番号052-485-6655）までご一報いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆さまが障害年金を有効に活用していただけることを願いつつ、この連載を終わらせていただきます。お読みいただき、ありがとうございました。

**《第4回のポイント》最初の一步は知ることからです。まずは相談してみませんか！**